

ニジェール：ニジェールにおける強制結婚の状況等に関する情報

ニジェールの「強制結婚や名誉殺人の現状、国家による保護の状況」に関する調査依頼に対し、難民研究フォーラムが規定の時間的制約の中で調査したところ、関連しうる情報として以下の情報が見つかりました。

略称：.....	1
1. ニジェールにおける強制結婚.....	1
2. 名誉殺人を含む女性に対する暴力.....	6
3. 国家保護.....	8
参照：.....	11

略称：

AI	アムネスティ・インターナショナル [Amnesty International]
IRBC	カナダ移民難民委員会 [Immigration and Refugee Board Canada]
IRDC	アイルランド難民ドキュメンテーションセンター
Plan International	プラン・インターナショナル [Plan International in West Africa and Central Africa]
UNFPA	国際連合人口基金 [United Nations Population Fund]

1. ニジェールにおける強制結婚

UNFPA ウェブサイトのデータは、ニジェールにおける有害な慣行として、18歳未満の児童婚率を76%と示しています。

ア [国連人口基金「ワールド・ポピュレーション・ダッシュボード：ニジェール」](#)
(2023年4月17日最終閲覧日)

有害な慣行

18歳未満の児童婚、率、2005～2020年	76%
------------------------	-----

子どもの権利の推進活動をしている国際NGOのプラン・インターナショナルのニジェール支部は、ニジェールにおける結婚の社会的な認識について、2017年の調査報告書で次のように述べています。

イ [プラン・インターナショナル「家族の名誉と砕かれた夢：マリ、ニジェール及びセネガルの少女花嫁」](#) (2017年)

主な調査結果

...

結婚のプロセスと役割

...

結婚のプロセスは複雑であり、両家の主要構成員の全員が関与する。調査した3カ国のいずれでも、男性、特に父親や父系の叔父が主要な役割を担っているが、ニジェールとセネガルの場合は、女性及び高齢の家族構成員の意見も考慮されている若しくは考慮されることがある。ニジェールでは、男性が最終的な決定権を持つが、結婚の決定は未婚の男女が行うことが多く、ほぼ異論なしに女子の同意が求められている。これら3カ国のいずれでも、新婚夫婦が経済的及び物質的に余裕を持って新婚生活を始められるように持参金の交換が制度化されており、一族の経済的な利益は意思決定プロセスにおいてそれほど重要ではない。その一方で、経済的な利益が考慮されるケースもある。このようなケースは、児童婚が蔓延していない地域や、求婚者がかなり年上の場合に起こる傾向にある。

...

概要

結婚に関連した利益と危険

結婚は、個人と家族、およびそのコミュニティの存続に不可欠なものである。結婚を二人の単純な結合と見なすと、直接関係する者たち以外にも複雑かつ意味のある慣習を説明できなくなる。特にマリやニジェールにおいては、結婚は女子の身体的な完全性と処女性を守るための方略であって、ひいては自身と家族の名誉を守るためのものと見なされている。結婚はまた、未婚の若者に禁じられていた大人の役割と責任を正式に獲得することを意味する。親にとって、子どもの結婚は、息子や娘の社会的、経済的、宗教的、道徳的教育における親の役割を証明するものである。

...

調査員による質問

...

ニジェールのすべての調査地において、少女を含むすべての年齢の調査参加者が、思春期以降の女子は男子に興味を持ち、「夜中に家を出て」「男子の後をついて回る」となると述べている。一方で、ほぼすべての調査参加者が、女子が婚前交渉をしたり、結婚外で妊娠したりすることは、自分たちのコミュニティでは事実上ないと答えている。また、ニジェール全体では、20代前半の女性のうち、初めて性体験が婚姻外であったと答えた者はわずか2%であった。少女や若い女性には、恥に関する恐怖が深く根付いているようである。彼女らは、家族の名誉が自分の性

的行動にかかっていると信じて育てられており、ほとんどの者がそれに従って行動している。

...

少女の結婚を遅らせうるものとしてコミュニティ構成員はどう考えるか？

...

対照的にニジェールでは、フォーカスグループの討論参加者たちは、この質問をほとんど理解できないと主張した。なぜなら、結婚は関係者全員が歓迎するポジティブな出来事だと考えられているからだと言った。少女が自分の意思に反して結婚を強要されることはほとんどないと彼らは述べた。少女が結婚相手を選ぶことが典型的であり、また、女性の好みは通常は許容されうると考えられている。この調査が行われた4つのコミュニティのうちの3つでは、結婚する前に少女の身体的な発達が考慮されると討論参加者が主張した。

米国国務省は、未婚で妊娠したことを隠すための嬰兒殺害により有罪にされる女性について言及しています。

ウ [米国国務省「人権状況報告 2022年—ニジェール」\(2023年3月20日\)](#)

障がいを持つ嬰兒を含む嬰兒殺し：法律は、嬰兒殺しを禁止しており、また、政府は、加害者を訴追している。嬰兒殺しは、嬰兒が障がいを持つ場合などに、よく起こっており、刑務所にいる女性及び少女の相当な割合がこの犯罪に抛り有罪とされた者であるが、しばしば未婚での妊娠を隠すために行われた。

米国司法省及びカナダ移民難民委員会は、ニジェールにおける強制結婚、特に未成年の女子の強制結婚について、次のように報告しています。

エ [米国司法省「名誉に基づく暴力、強制結婚及び女性器切除／切断に対する米国の政策及び立法措置の歴史的概観」\(2018年9月\)](#)

5. 強制結婚

...

アフリカ人の中で、強制結婚が行われているのは、北アフリカの国々に限ったことではない。ニューヨーク市の住民組織「Sauti Yetu アフリカ女性センター」によると、ブルキナファソ、ギニア、マリ、ニジェール及びシエラレオネは強制結婚の割合が高い20カ国に入っている（図2参照）。例えば、マリでは、20～24歳の女性の65%が18歳までに結婚し、25%が15歳までに結婚している。この数字は、ニジェールの女性ではそれぞれ70%、36%に増加する。[注48]

...

オ [IRBC「ニジェール：強制的及び決められた結婚、特にこれらの結婚の若い（男女）被害者の取扱い；これらの結婚が比較的に頻繁に行われている地域、この種の結婚を拒否することはできるか；女性がこのような結婚を拒否した場合にありうる結末、償還及び保護（2005年12月）」（2005年12月19日）](#)

慣習と頻度

2005年12月のユニセフの報告書「世界子ども白書2006：存在しない子どもたち〔The State of the World's Children 2006: Excluded and Invisible〕」によると、ニジェールの20歳から24歳の女性の77%が、18歳になる前に結婚していた（国連、2005年12月・45頁）。同じ割合が、1986年から2003年の間にも記録されている（UN、日付不詳）。しかし、農村部ではその割合は86%に達し、都市部では46%であった（同上）。2005年1月5日付けのアムネスティ・インターナショナルの記事は、ニジェールでは15歳から19歳の女性の70%がすでに結婚していると推計している。18歳より前に結婚した少女の割合は82%であった（AI、2005年1月5日；ICRW、2005年4月13日も参照）。国際女性研究センター（ICRW）は、2004年10月のニュースレターで、ニジェールの9歳の少女が40歳近くも年上の男性と結婚させられた事例を紹介している。同ニュースレターで引用された少女の言葉を借りれば、彼女には「何の選択肢もなく」、「（自分の）運命を甘受するしかなかった」（ICRW、2004年10月）のです。ユニセフの報告書では、牧畜民であるフラニ族について、「まだ胎内にいる胎児が結婚を決められることもある」〔国連、英語版〕とされている（UN、日付不詳）。

ニアメの非政府組織で、性感染症に対する意識を高め、危険度の高い伝統的慣習から若者を守るために取組んでいる「伝統的慣習に関するニジェール委員会（Comité nigérien sur les pratiques traditionnelles（CONIPRAT））のあるメンバーは、2005年12月8日の電話インタビューで、決められた結婚がニジェールの伝統であり（国連（日付不詳）も参照）、すべての民族でこの慣習が見られると述べた。根拠となる数字は示さなかったが、彼女は、強制結婚は都市部よりも農村部で多く見られると付け加えた（CONIPRAT、2005年12月8日）。

同情報源によると、農村部における女子及びその父母の教育水準と、都市部において達せられる教育水準の違いが、この違いを説明している（同上）。さらに、CONIPRATの同メンバーは、娘を若くして結婚させる父母が存在する理由のひとつとして、娘が夫なしで長期にわたって実家に留まっている場合、娘が未婚のまま妊娠することへの恐怖がある（国連（日付不詳）も参照）と述べた（2005年12月8日：国連（日付不詳）も参照）。CONIPRATの同メンバーもまた、持参金をできるだけ早く手に入れたという懸念が、ニジェールの若い女子の大半が自分の親よりも年上の男性と結婚させられる理由を説明していると述べている（2005年12月8日）

カ [IRBC「ニジェール：イスラム教徒の間で強制結婚は存在するか；存在する場合、社会で裕福な者及び大学に就学する者の間でのこの慣行の頻度、並びに持](#)

参金の支払い (2000年～2004年8月)」 (2004年8月6日)

...

2004年8月4日、ニジェールで人権の保護と促進を支援する NGO である「人権のためのジャーナリストネットワーク (Réseau des journalistes pour les droits de l'homme, RJDH)」の代表で、ニアメの地域ラジオ局 Groupe Alternative のジャーナリストから、以下の情報が提供された。

ニジェールでは、早期結婚や強制結婚が一般的ですが、その傾向は減少しています。これらの慣習は、学校への就学率が高い都市部よりも、農村部でより一般的です。これらの結婚を支持する人々は、経済的及び文化的な理由を用いて正当化します。大多数のイスラム教徒の間では、預言者ムハンマドが、アイシャがわずか9歳のときに結婚していることから、少女が若すぎるときに結婚したり、未成年である自分の娘を結婚させることは、敬虔な行為とみなされることが多い。

...

インターネットサイトの The Afrik.com は、ニジェールについて次の情報を提供している。

[訳文]

持参金は5万 CFA フランと決められているが、実際にはこの金額に10倍、15倍、20倍と掛け算されていることは容易に想像がつく。20万～50万 CFA フランの間が多く、家庭によっては数百万フランにもなる。しかし、法律では、初めて結婚する若い女子には5万 CFA フラン、2回目の結婚をする女性には3万5000フラン、3回目の結婚をする女性には1万5000フランと規定されている。その他、一般的な結婚費用としてかなりの額が加算される。結婚するのにこの財産を持ち合わせていない平均的なニジェール人には、耐え難い状況である(2003年8月29日)。

...

デンマーク難民ドキュメンテーションセンターの2016年資料集は、前記の IRBC クエリー回答を引用しています。

キ IRDC「婚姻に関する国別資料集：ニジェール」 (2016年6月)

※ 前記1オの文書を引用

前掲のプラン・インターナショナルの調査報告書は、女子への教育が早期結婚の安全装置になっていると報告しており、また、IRBC はプラン・インターナショナルの別の報告を引用して同旨の記載をしています。

ク プラン・インターナショナル「家族の名誉と砕かれた夢：マリ、ニジェール及

びセネガルの少女花嫁」(2017年)

女子への教育—児童婚との関係は？

「私はまだ学生なので、誰も結婚について話してきません」と、ニジェールの Dey Gorou の農村部に住む 16 歳の少女は言う。「学校は村から 3 キロ以上離れていますが、私たち (同村出身の女子 5 人) は学校に行くのが好きなので、そのことは妨げとはなりません」。

ニジェールの調査結果は、「女子は結婚するために学校を辞めざるをえない」という一般的な推定を覆すようだ。本件では逆になっているようである。少女が良好であれば、家族は学校にとどまるよう支援してくれる。「私の家族の人たちは、私をたくさん支援してくれます」と、この 16 歳の少女は言う。学校の授業料、制服、娯楽費用、本やノートの購入といった、学校に必要なものをすべて面倒見てくれます。ここで、娘が学校に通っている間は、私たちは娘に学校について話をすることはありません。でも、初等教育終了試験に 2 回落ちると、自動的に結婚が待っているんです」。

...

ケ IRBC 「ニジェール：イスラム教徒の間で強制結婚は存在するか；存在する場合、社会で裕福な者及び大学に就学する者の間でのこの慣行の頻度、並びに持参金の支払い (2000 年～2004 年 8 月)」 (2004 年 8 月 6 日)

...

ニジェール人のジャーナリストは、子どもの権利団体プラン・インターナショナルのニジェール支部がこのテーマについて行った最近の調査結果を引用して、ニジェールでは、学校が強制結婚に対する安全装置になっていると指摘した。教育を受けている女子ほど、その者の宗教信仰に関わらず、強制結婚の犠牲者になる危険性は低くなる。

しかし、当該の研究結果は、本調査部門が調査した情報源からは見つけることができなかった。

...

2. 名誉殺人を含む女性に対する暴力

本クエリーへの回答で参照した情報からは、ニジェールにおける名誉に基づく暴力に関する事例を見つけることはできませんでしたが、関連する情報として次のものがありました。

ア 国連人口基金「ワールド・ポピュレーション・ダッシュボード：ニジェール」
(2023 年 4 月 17 日最終閲覧日)

ジェンダー、権利及びヒューマン・キャピタル

...	近親者間暴力、過去 12 か月、2018 年	13%
-----	------------------------	-----

イ 米国国務省「[人権状況報告 2022 年—ニジェール](#)」(2023 年 3 月 20 日)

セクション 6 差別と社会的な虐待

女性

レイプとドメスティック・バイオレンス：法律は、レイプを犯罪としており、被害者の性別を特定していない。この法律が執行されることはほとんどない。レイプで有罪とされると、状況や被害者の年齢に応じて、10 年乃至 30 年の禁錮刑に処される。加害者と被害者の間に家族的な関係がある場合、判決に加重事情が適用される。レイプは広く蔓延した問題であり、また、被害者が汚名を着せられる状況が続いていた。法律は、配偶者間レイプを明示的に識別しておらず、当局が起訴することはほとんどなかった。文化的な考えが、配偶者間レイプを軽視していた。法律は、ドメスティック・バイオレンスを明確に禁止しておらず、現地 NGO の報告によると、女性に対する暴力が蔓延していた。夫が妻を殴るのが一般的である。

...

ウ Robert Paul Churchill 「1 名誉殺人の理解の第 1 段階」(2018 年 8 月)

1.3 名誉殺人の比率と民衆の支持

名誉殺人が過去数十年でようやく研究されるようになったため、動向を見極めたり、増減を推計することは可能ではない。実際、ある特定の年に生じた数や特定の年の特定の国においてに生じた数についてさえも、確実性をもって名誉殺人の数を知ることが可能ではない。2000 年、国際連合人口基金は、年間の名誉殺人の数を約 5,000 件と推計したが、数字が少な過ぎるとたちまちに激しく非難された [注 53]。Kristof と WuDunn は、実際の数は年間 6,000 件に近いと推計した [注 54]。対照的に、中東と東南アジアで活動する女性権利活動家らは、毎年世界中で 2 万件以上の名誉殺人が起きていると推計している [注 55]。

合計数は、一部の国々や地域全体の情報が欠如しているため、分からないままだ。我々は、数が激減しているものの、インドとバングラデシュ名誉殺人が起こっていることを知っており、また、信頼できる統計が存在しないものの、マレーシアとミャンマーでもおそらく起こっていることも知っている。我々は、アフリカの多くの場所で起こっているであろう名誉殺人について、ほぼ全くといっていいほど情報を持っていない。それらの場所では、名誉殺人は公式に報告されず、女性権利活動家が活動することも困難になっている。アルジェリア、中央アフリカ、エチオピア、ジブチ、マリ、ニジェール、ソマリアやスーダンなどがそれらの場所に含まれる（我々はアルジェリアとソマリアで名誉殺人がまさに起こっていることを知ってはいるが） [注 56]。...

エ プラン・インターナショナル「[家族の名誉と砕かれた夢：マリ、ニジェール及びセネガルの少女花嫁](#)」（2017年）

若い花嫁は新生活を持続できない場合に何が起こるか？

ニジェールの討論参加者たちは、夫が若い妻に平手打ちや蹴り、侮辱などの肉体的及び精神的な暴力を加えることが常態化しているようだと述べた。これは、若い妻が満足できない若しくは満足したくないという夫側の性的な期待が原因であることもある。

…

3. 国家保護

複数の情報源が、ニジェールにおける強制結婚を逃れた女性やジェンダーに基づく暴力の被害者女性等への国家保護に関連して、次のように報告しています。

ア AI「[アムネスティ・インターナショナル年次報告 2022/23年版—ニジェール](#)」（2023年3月27日）

女性及び少女の権利

女性は、法律や文化的慣習によって差別され続けていた。女性・児童保護省によれば、76%の少女が18歳の誕生日を迎える前に結婚している。ニジェールは女性差別撤廃条約（CEDAW）の特定条文を留保しており、国内法では結婚、離婚、相続及び土地所有の分野で差別が残っている。

イ 米国国務省「[人権状況報告 2022年—ニジェール](#)」（2023年3月20日）

セクション6 差別と社会的な虐待

女性

…

女性は、夫を訴えることも、暴行罪で刑事告訴することもできる。有罪になった場合の罰則は、禁錮2ヶ月と少額の罰金から30年の禁錮刑までである。政府は、その成果は限定的なもののこの法律の執行を試み、また、裁判所は被害届を受けた場合にはDV事件を起訴した。

被害者は、レイプについて家族内で対処しようとしたり、そうするように圧力をかけられたりすることが頻繁にあった。多くの被害者は、経済的支援を失うこと等の報復を恐れて、配偶者レイプを通報しなかった。家族間の紛争に起因する事件は、伝統的な紛争解決メカニズムが優先され、取下げられることが多かった。女性は、慣習的または正式な裁判所に暴力の救済を求める権利を有するが、法律に対する無知や、配偶者若しくは家族から報復、さらなる暴力、又は汚名を着せられることを恐れ、そうする者はほとんどいなかった。

...

ウ IRBC「[ニジェール：強制的及び決められた結婚、特にこれらの結婚の若い（男女）被害者の取扱い；これらの結婚が比較的に頻繁に行われている地域、この種の結婚を拒否することはできるか；女性がこのような結婚を拒否した場合にありうる結末、償還及び保護（2005年12月）](#)」（2005年12月19日）

国家保護

ニジェール伝統的慣習に関する委員会の同メンバーは、ニジェール政府は一般的にこのような結婚に干渉しないと述べた（CONIPRAT、2005年12月8日）。彼女は、これらの結婚の大半は役所の戸籍係に届け出られるものではないため、マラブー等のイスラム教宗教指導者が政府当局よりも影響力を持つと説明した（同上）。

CONIPRATの同メンバーは、現在も有効な1959年の法律では、少女が適法に結婚できる年齢は15歳であると付け加えている（同上；国連（日付不詳）も参照）。しかし、実際には、少女らはその年齢よりかなり若い年齢で結婚することを余儀なくされている（CONIPRAT、2005年12月8日；国連（日付不詳）も参照）。

さらに、同メンバーは、強制結婚を理由に少女が裁判所に救済を求めたケースを把握していないと述べた（CONIPRAT、2005年12月8日）。同メンバーは、結婚に関連する紛争は一般に家族内または宗教的権威の前で解決され、少女が父母から押し付けられた結婚を拒否したり、両親に対して裁判を起こしたりすることは考え難いと述べている（同上）。

...

デンマーク難民ドキュメンテーションセンターの2016年資料集は、前記のIRBCクエリー回答を引用しています。

エ IRDC「[婚姻に関する国別資料集：ニジェール](#)」（2016年6月）

※ 前記3ウの文書を引用。

国連女性差別委員会は、ニジェール政府に対し、ジェンダーに基づく暴力の被害者女性への国家保護等について、勧告しています。

オ 国連人権理事会「[ニジェールに関する編集 \[A/HRC/Wg.6/38/NER/2\]](#)」（2021年3月1日）

28. 女性差別撤廃委員会は、ニジェールに対して以下のことを勧告した：(a) 官民双方の雇用主が女性を採用するためのインセンティブの創出、柔軟な勤務形態の導入、女性のための職業訓練の強化などの一時的な特別措置を含む措置により、女性の正規労働市場へのアクセスを改善すること。(b) 社会保護制度の適用を、インフォーマル部門で働く女性を含むすべての女性に対して保証す

ること；(c) 人権侵害が家庭内で行われていると信じるに足る合理的な理由がある場合を含め、捜査を実施すること、および、女性に対する搾取的な労働慣行に対する取組をし、加害者が適切に制裁されるように保証すること。(d) 労働法第45条を改正し、セクハラ の定義と適用対象者の範囲を拡大するとともに、被害者に与えられる救済措置の社会認知を高め、妊婦の保護に関する同第109条を改正し、その適用対象を女性一般ではなく妊婦だけに制限すること。
[注39]

...

D. 特定の人物又は集団の権利

1. 女性 [注50]

36. 女性差別撤廃委員会は、ニジェールに対し、次のことを勧告した。(a) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第1条に沿った女性に対する差別の定義の適用を確保することにより、法律上及び実践上の女性の実質的平等を強化し、公私両分野における直接的及び間接的差別を対象とし、また、それらが交わる形態の差別を認識すること、(b) 成文法及び慣習法を条約の規定と調和させ、女性と男性の平等及び性にに基づく差別の禁止の原則と両立しないすべての法律を撤廃すること、(c) 慣習的な属人法及び慣行に関する意見及び解釈の多様性に関して開かれたかつ包括的な議論を開始し、女性の市民社会団体の参加を得ながら、非差別的な個人身分法の採択に向けた合意形成の観点から、女性と男性の実質的平等を達成するための包括的、一貫した、明解な法改革の重要性について、国会議員、伝統指導者及び一般市民の認識を向上すること。[注51]

37. 委員会は、特に、ニジェールにおいて性的奴隷を含む奴隷制の一形態として特徴づけられるワハヤ [wahaya] 及び女性器切除の慣行が存続していることについて、懸念した。委員会は、ワハヤの加害者を犯罪者とする奴隷禁止に係る刑法の規定に基づく訴追の数が少ないこと、および女性器切除の事例における有罪判決の割合が低いことについて、懸念しつつ指摘した。委員会は、児童婚や強制結婚、女性器切除など、あらゆる有害な慣行の撤廃に関する持続可能な開発目標5.3に沿って、ニジェールに対して次の勧告をした。(a) 他の形態の奴隷制と同じ罰則をもって、ワハヤの慣行を具体的に犯罪化すること、および、(b) 女性器切除を禁止する刑法232条1乃至232条3項が厳密に執行されることを保証すること。[注52]

38. 委員会は、紛争予防、紛争及び紛争後の状況における女性に関する一般的勧告第30号(2013年)及び女性の難民、庇護希望者、国籍及び無国籍のジェンダーに関連した側面に関する一般的勧告第32号(2014年)に沿って、ニジェールに対して次の韓国をした。(a) 庇護希望者、難民、帰還者又は避難民である女性と少女の安全を保証して、食料供給、清潔な上下水道、シェルター、ヘルスケア及び教育へのアクセスを確保し、また、身分証明書の取得を促進する政策及び法制度の採択を早めること、(b) ニジェールの女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力、特に性的暴力、児童結婚、強制結婚、人身売買、強制

売春、およびテロリスト集団による誘拐の事件に関するデータを収集すること、ならびに、(c) 治安部隊やテロ集団による人権侵害や暴力行為の訴えについて、特に女性と少女に加えられたジェンダーに基づく暴力やその他の権利侵害に注意を払いながら調査し、加害者を裁判にかけ、さらに被害者への補償とリハビリを確保するための専門機関を設置すること。[注 53]

以上

参照：

アイルランド難民ドキュメンテーションセンター (IRDC) 「Country Marriage Pack: Niger (婚姻に関する国別資料集：ニジェール)」(2016年6月)、オンライン：
<https://coi.euaa.europa.eu/administration/ireland/PLib/142319.pdf> [EUAA COI Portal に収録]

_____ . 「Women & Gender violence: What type of violence do women experience? Is there adequate state protection for victims of domestic abuse, rape and crime? What services & NGO's assist women?」(2008年7月31日)、オンライン：
<https://coi.euaa.europa.eu/search/results#k=Origin:%22Niger%22> [EUAA COI Portal に収録]

米国司法省国立研究所 「Historical Overview of U.S. Policy and Legislative Responses to Honor-Based Violence, Forced Marriage, and Female Genital Mutilation/Cutting (名誉に基づく暴力、強制結婚及び女性器切除／切断に対する米国の政策及び立法措置の歴史的概観)」(2018年9月)、オンライン：
<https://www.ojp.gov/pdffiles1/nij/252841.pdf>

アムネスティ・インターナショナル (AI) 「Amnesty International Report 2022/23; The State of the World's Human Rights; Niger 2022 (アムネスティ・インターナショナル年次報告 2022/23年版—ニジェール)」(2023年3月27日)、オンライン：
<https://www.ecoi.net/en/document/2089577.html> [ecoi.net に収録]

カナダ移民難民委員会 (IRBC) 「Niger: Forced and arranged marriages and, more specifically, the treatment of young victims (men and women) of these marriages; regions in which the frequency of these marriages is higher, and the possibility of refusing this type of marriage; the possible consequences, recourses and protection for a woman who refuses such a marriage (December 2005) (ニジェール：強制的及び決められた結婚、特にこれらの結婚の若い(男女)被害者の取扱い；これらの結婚が比較的頻繁に行われている地域、この種の結婚を拒否することはできるか；女性がこのような結婚を拒否した場合にありうる結末、償還及び保護(2005年12月))」(2005年12月9日)、オンライン：
<https://www.refworld.org/country,COI,IRBC,,NER,,45f14784a,0.html> [Refworld に収録]

_____ . 「Niger: Whether forced marriages exist among Muslims; if so, the frequency of this practice among the wealthier members of society and those who have university

training, and payment of the dowry (2000-August 2004) (ニジェール：イスラム教徒の間で強制結婚は存在するか；存在する場合、社会で裕福な者及び大学に就学する者の間でのこの慣行の頻度、並びに持参金の支払い (2000年～2004年8月)」(2004年8月6日)、オンライン：

<https://www.refworld.org/country,...,NER,,42df614034,0.html> [Refworld に収録]

_____ . 「Niger: Situation and treatment of young women with regard to forced marriage; protection available to them if they refuse to marry; recourses available to them if they leave their family home (2003)」(2003年6月4日)、オンライン：

<https://www.refworld.org/country,COI,IRBC,,NER,,3f7d4dda31,0.html> [Refworld に収録]

国連人口基金 (UNFPA) 「Data > World Population Dashboard > Niger (データ > 世界人口ダッシュボード > ニジェール)」、オンライン：<https://www.unfpa.org/data/NE>

国連人権理事会 「Compilation on Niger (ニジェールに関する編集)

[A/HRC/Wg.6/38/NER/2]」(2021年3月1日)、オンライン：<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G21/052/48/PDF/G2105248.pdf?OpenElement>

プラン・インターナショナル 「Family Honour and Shattered Dreams: Girl Brides in Mali, Niger, and Senegal (家族の名誉と砕かれた夢：マリ、ニジェール及びセネガルの少女花嫁)」(2017年)、オンライン：

https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/plan_family_honour_and_shattered_dreams_web.pdf/

Churchill, Robert Paul 「1 First Steps Toward Understanding Honor Killing (1 名誉殺人の理解の第1段階」『Women in the Crossfire: Understanding and Ending Honor Killing』Oxford University Press (2018年8月)、オンライン：

<https://academic.oup.com/book/6694/chapter-abstract/150745965?redirectedFrom=fulltext>